

一般社団法人朝日丘コミュニティクラブ定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人朝日丘コミュニティクラブと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県豊田市御幸町1丁目34番地に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域の住民に対して、子育て、文化、スポーツ、体力向上に関する事業を行い、健康増進及び青少年の健全育成に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 子どもの健全育成に関する事業
- (2) 学術、文化、芸術、スポーツの振興に関する事業
- (3) 健康、福祉の増進に関する事業
- (4) アスリート支援に関する事業
- (5) 公共施設等の管理に関する事業
- (6) 物品、飲食物の販売、貸出に関する事業
- (7) 前各号に掲げる事業に付帯、関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって社員とする。

- (1) 正会員は、当法人の目的に賛同し入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員は、当法人の目的に賛同し援助するため入会した個人及び団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、当法人所定の入会申込書により申し込むものとし、理事会の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負うものとする。

2 社員は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 本人が死亡し若しくは失踪宣告を受け又は当法人が解散したとき

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退社)

第9条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、開催日より1週間前までに通知する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各社員の議決権は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第18条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事を理事長とする。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の議決によって社員の中から選任する。

2 理事長は、理事会の決議により理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第20条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第21条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 当法人の財産の状況を監査すること。

(3) 法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(任期)

第22条 役員の任期は、選任後二年以内の終了する事業年度の内、最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(役員報酬)

第23条 役員の報酬は、無償とする。

第5章 理事会

(構成)

第24条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(召集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会の招集通知は、開催日より1週間前までに通知する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び予算)

第29条 当法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経て社員総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理

理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に順次収入を得または支出することができる。

(事業報告及び決算)

第30条 当法人の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(剰余金の不分配)

第31条 当法人は、剰余金の分配は行わないものとする。

第7章 解散及び清算

(解散の事由)

第32条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併(合併により法人が消滅する場合)
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第33条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、当法人と類似の事業目的とする他の法人又は豊田市に贈与するものとする。

第8章 附 則

(設立当初の事業年度)

第34条 当法人の設立当初の事業年度は、成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第35条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時代表理事	愛知県豊田市樹木町1丁目73番地 黒川照明
設立時理事	黒川照明
設立時理事	神谷美和
設立時理事	鈴木忠夫
設立時理事	服部範久
設立時理事	三田博司
設立時理事	守田哲夫
設立時監事	籾 昌昭

設立時監事 安藤雄司

(設立時の社員の氏名及び住所)

第36条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

黒川照明	愛知県豊田市樹木町1丁目73番地
神谷美和	愛知県豊田市上拳母2丁目32番地
鈴木忠夫	愛知県豊田市下林町5丁目46番地3
服部範久	愛知県豊田市上拳母2丁目8番地
三田博司	愛知県豊田市樹木町1丁目70番地
守田哲夫	愛知県豊田市常盤町2丁目67番地
旗 昌昭	愛知県豊田市小坂本町4丁目2番地6
安藤雄司	愛知県豊田市小坂町16丁目26番地5

(法令の準拠)

第37条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人朝日丘コミュニティクラブ設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する

平成27年8月2日

設立時社員 黒川照明 ㊟

設立時社員 神谷美和 ㊟

設立時社員 鈴木忠夫 ㊟

設立時社員 服部範久 ㊟

設立時社員 三田博司 ㊟

設立時社員 守田哲夫 ㊟

設立時社員 旗 昌昭 ㊟

設立時社員 安藤雄司 ㊟